

(都) 山田伊丹線(昆陽泉町工区)道路改良工事の請負
契約を締結することについて

(都) 山田伊丹線(昆陽泉町工区)道路改良工事施工のため、別記のとおり請負契約を締結する。よって、議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例(昭和39年伊丹市条例第12号)第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和8年6月5日提出

伊丹市長 中 田 慎 也

記

1 工事の名称及び位置

名称 令和8年度（都）山田伊丹線（昆陽泉町工区）道路改良工事

位置 伊丹市昆陽南3丁目ほか地内

2 契約の方法

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定による一般競争入札

3 契約金額

金186,219,000円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金16,929,000円）

4 契約の相手方

住所 伊丹市北本町1丁目164番地

名称 株式会社金山組

代表者 代表取締役 金山 一

(参 考)

工事の概要

1 工事範囲

道路改良工事 延長 1 8 5 m 幅 1 6 m

(1) 電線共同溝工事

(2) 排水構造物工事

(3) 舗装工事

2 工期

契約締結の日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで